掛川市条例第３号

　掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（補償基礎額） 第６条　この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4)　（略）	（補償基礎額） 第６条　この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4)　（略） (5) 給料を支給される職員　法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。